

# 市内企業就職奨励金 該当事前審査

就職先は1～4の業種のいずれかに該当しますか。  
※その他とは1～4以外の業種が該当します。

1. 製造業(又は※その他)

「製造業又はその他」で以下のいずれかに該当しますか。  
・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社  
・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

いいえ

はい

2. 卸売業

「卸売業」で以下のいずれかに該当しますか。  
・資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社  
・常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

いいえ

はい

3. 小売業

「小売業」で以下のいずれかに該当しますか。  
・資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社  
・常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

いいえ

はい

4. サービス業

「サービス業」で以下のいずれかに該当しますか。  
・資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社  
・常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

いいえ

はい

令和5年4月1日以降に就職した方ですか。

いいえ

はい

就職した時点で34歳以下ですか。

いいえ

はい

市内事業所に6か月以上継続して勤務していますか。

いいえ

はい

雇用期間に定めがなく、雇用保険の被保険者で  
週30時間以上勤務していますか。

いいえ

はい

勤務先は市内に限定されていますか。

いいえ

はい

以下の補助金を受けていますか。  
農政課「農業人材活躍促進重点補助金」雇用創出奨励金

はい

いいえ

以下に該当しますか。  
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に定める技能実習生である

はい

いいえ

市内企業就職奨励金の対象外です。

市内企業就職奨励金の対象となる可能性があります。  
申請を希望される方は市内事業所に勤務して6か月を経過した日から6か月以内までに以下の書類を商工企業立地課へご提出ください。

- 【提出書類】
- ・交付申請書（様式第1号）
  - ・就労証明書（様式第2号）
  - ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
  - ・申請者の本人確認書類の写し
  - ・市税完納証明書
  - ・在留カードの写し ※申請者が外国籍の場合